No.13	調査課題名:農薬の複合影響評価法に関する文献調査					
調査目的	複合影響、特に農薬内で及ぼしあう毒性影響に係る資料を収集・整理し、今後の農薬毒性評価に資することを目的とする。					
その他	進捗状況 (で表示)	契約手続 き準備中	企画競争 公告中	• 調査実施中	• 調査終了	
	公告日	H18. 8. 11	契約締結日	H18. 9. 14	履行期限	H19. 3. 30
	調査実施機関	株式会社三菱化学安全科学研究所				
	契約金額	13,071,842円				
	仕様書 (調査内容の詳細)	別紙のとおり				

農薬の複合影響評価法に関する文献調査 仕 様 書

1. 調査の目的

食品安全委員会で農薬の食品健康影響評価を行うに当たり、毎日一生食べ続けても健康に悪影響が出ない量として、無毒性量(NOAEL)を安全係数で除した一日許容摂取量(ADI)を設定している。

しかし近年、農薬を含めた化学物質について、個別には安全性評価がなされていても、それらが同時に摂取された場合のヒトへの健康影響については、化学物質の組合せが無限大であり、それらの毒性を調べることは現実的でないことから、方法論を含め、更なる研究成果を待つところである。一方で、農薬同士についてはその相互影響を調べることは、全く異種の化学物質同士の相互影響を調べるよりは比較的簡単であり、かつ、実際摂取する可能性としては高いと考えられる。

複合影響を調べるための第一歩として、複数の農薬間で、それらの急性及び慢性毒性を加算する可能性があるのか等について、最新の研究結果を調べることは安全性を担保する上で必要である。

本調査では複合影響、特に複数の農薬間で及ぼし合う毒性影響に係る資料を 収集・整理し、今後の農薬毒性評価に資することを目的とする。

2. 調査項目

(1) 国際機関及び諸外国における複合影響に関するガイダンスの収集・翻訳・整理

国際機関や各国機関により発表されている農薬複合影響に係る資料を収集・整理する。

(2) 学会・学術誌における複合汚染に関する研究成果の収集・翻訳・整理 SRA(Society of Risk Analysis)等の学会や学術誌において発表されて いる農薬複合影響に係る事例の資料を収集・整理する。

3. 調査方法及び報告書の作成

(1)調査対象

国際機関、諸外国、学会及び学術誌における農薬複合影響に係る資料を収集・整理する。

(2) 方法

有識者から構成される検討会(委員:3人)を設置し、3回検討会を 開催し、ガイダンス及びそれに基づいた個別事例の収集・整理に関し指 示を出すこととする。

(3) 資料整理

事例ごとに以下の項目について整理した上で、印刷物及び電子情報をとりまとめる。

- (a)題名
- (b)機関名
- (c)評価年

4. その他

- (1) 作業の実施に当たっては、事前に内閣府食品安全委員会事務局担当官と 連絡を密にとることとし、業務の実施に当たって疑義が生じた場合には、 内閣府食品安全委員会事務局担当の指示に従うこと。
- (2) 本業務により知り得た成果については、許可なく第三者に譲渡してはならない。
- (3) この調査を実施するに当たり、調査期間中に食品に係る緊急な危害情報を入手した場合は、速やかに食品安全委員会事務局へ通報すること。
- (4) 本業務の期間中及び終了時において、内閣府食品安全委員会事務局担当官が必要と認めた場合は、当該業務について説明を行うものとする。
- (5) 本業務により生じた著作権(著作権法第27条及び第28条に定められた権利を含む)はすべて内閣府に帰属するものとする。

5. 成果物

報告書として印刷物及びCD-ROM等の電子媒体を各20部提出する。

6. 作業期間

契約日~平成19年3月30日

7. 履行期限

平成19年3月30日